

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東かがわ市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、瀬戸内特有の温暖な自然条件と河川の流域に平野部が開けた立地条件を生かし、昔から米麦を基幹に野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営が多く展開されている。

近年においては、収益性の高い野菜を中心とした施設園芸の導入が盛んとなっているほか、機械の共同利用及び集落営農に向けた組織化が進むなど、農用地保全に向けた地域主体の継続的取組みへの機運が醸成されてきている。

こうした農業生産活動が行われることにより、土砂崩壊の防止をはじめとする国土の保全や自然環境の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。そこでこうした多面的機能が十分に発揮できるよう、気象条件や立地条件などの地域の特性を生かした農業生産活動の維持増進を図るとともに、農地の耕作放棄の発生を防止することに視点を置いた計画的な農業上の土地利用を推進することが必要である。

一方で、山間部の農用地は急傾斜地域が多数存在し、平地農業地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、環境問題への関心が高まるなか、地球温暖化防止及び生物多様性保全に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進が重要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業により地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業により農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、同項第3号に掲げる事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 東かがわ市全域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法指定令和3年4月1日）

イ 対象農用地

(イ) 急傾斜農用地については田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、東かがわ市農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。